伺　下記により業務（測量・調査・試験・設計積算等）の委託を起案してよろしいか

起工年月日
平成26年6月26日

決裁印	市長	副市長	副市長	政策審議監	部長	課長	課長補佐	係長	審査	係
		文部	横山	福原	山本	小坂田				湯浅
								設計者		
	予定価格の事前公表なし。							環境部 環境保全課 主事 廣瀬 浩司		

委託番号	年度	工事名	設計書
	平成 26 年度	美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）維持管理業務委託	

路線河川名	—	課所名	環境部 環境保全課
位置	岡山県美作市 杉原・河内 地内	入札条件	
業務施工方法	~~直営~~	請負・~~随意~~指名競争	前払 %	工期末 平成31年3月31日

支出科目	款	項	目	節	部分払 回	債務負担行為
	衛生費	清掃費	塵芥処理費	委託料		

美作市　起工金入設計書

設　計　書　内　訳　表

積算内訳

種別	数量	単位	単価	金額	摘要
美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）維持管理業務	1	式	円	円 286,276,000	
消費税相当額	1	式	円	円 22,902,080	
合計			円	円 309,178,080	

当初設計金額	円 309,178,080	変更設計金額		設計増減金額		
当初請負金額		変更請負金額		請負増減金額		

委　　託　　名　美作クリーンセンター(エネルギー回収推進施設)維持管理業務委託

区　　分	起　　工	当　　初	変　　更		
		~~変　更　前~~	~~更　　生~~	~~増~~	~~△減~~
委　託　費	円 309,178,080	円	円	円	円
内請負対象額	286,276,000				
消費税相当額	22,902,080				

設　　計　　総　　括　　表

費　　目	金　　額	内　　訳		摘　　要
		請負対象額	そ の 他	
本　委　託　費	円 286,276,000	円 286,276,000	円	
消費税等相当額	22,902,080	22,902,080		286,276,000*0.08=
計	309,178,080	309,178,080	0	

工　　種	1.　美作クリーンセンター(エネルギー回収推進施設)維持管理業務　　N=1式 1)　全般管理・事務業務　　1式 2)　保守点検業務　　1式 3)　運転操作監視業務　　1式
起工・変更理由	美作クリーンセンター(エネルギー回収推進施設)の維持管理を適正及び円滑に行うため。
指示事項その他	

業　務　委　託　内　訳　書

名　　称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘　　要
①全般管理・事務業務費	1	式		7,766,500	第1号代価表
②保守点検業務費	1	式		7,925,400	第2号代価表
③運転操作監視業務費	1	式		23,569,000	第3号代価表
④直接人件費計				39,260,000	①＋②＋③　千円未満切り捨て
⑤直接物品費	1	式		785,000	④×2%　千円未満切り捨て
⑥直接業務費計				40,045,000	④＋⑤
⑦業務管理費	1	式		3,203,000	⑥×8%　千円未満切り捨て
⑧技術経費	1	式		7,873,000	(②＋③)×25%　千円未満切り捨て
⑨業務原価計				51,121,000	⑥＋⑦＋⑧
⑩一般管理費等	1	式		10,224,000	⑨×20%　千円未満切り捨て
⑪業務価格計				61,345,000	⑨＋⑩
⑫業務価格計(4年8ヶ月分)				286,276,000	⑪×(4+8/12)　千円未満切り捨て　※60日間の試運転指導期間を含む
⑬消費税等相当額	1	式		22,902,080	⑫×8%
⑭業務委託費				309,178,080	⑫＋⑬

第1号代価表	全般管理・事務業務費				
名　　称	数　量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
					業務日数は、土日祝及び年末年始を除く
					土日101日、祝日14日、年末年始5日　※1年間の標準業務日数245日
業務責任者	245	人	18,100	4,434,500	1年間の必要延人数[245日×1人]×単価
事務員	245	人	13,600	3,332,000	1年間の必要延人数[245日×1人]×単価
小　計				7,766,500	

第2号代価表	保守点検業務費				
名　　称	数　量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
					業務日数は、土日及び年末年始を除く
					土日101日、年末年始5日　※1年間の標準業務日数259日。
班長	259	人	15,700	4,066,300	1年間の必要延人数[259日×1人]×単価
整備員	259	人	14,900	3,859,100	1年間の必要延人数[259日×1人]×単価
小　計				7,925,400	

第3号代価表	運転操作監視業務費				
名　　称	数　量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
					業務日数は、土日及び年末年始を除く
					土日101日、年末年始5日　※1年間の標準業務日数259日。
班長	518	人	15,700	8,132,600	1年間の必要延人数[259日×2人]×単価
整備員	1,036	人	14,900	15,436,400	1年間の必要延人数[259日×4人]×単価
小　計				23,569,000	

美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）

維持管理業務委託一般仕様書

美作市

第１章　　一般事項

（目的）

第１条　本仕様書は、美作市（以下「発注者」という。）が設置した美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）（以下「施設」という。）でのごみ処理業務を適切に行うことを目的とする維持管理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

（業務の範囲）

第２条　本委託業務の範囲は、特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、軽修繕及びこれらに付随する一切の業務とする。

（業務の履行）

第３条　受託者（以下「受注者」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

（運転管理）

第４条　施設の運転は、美作市ごみ処理計画書及び運転管理書に基づき、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うこと。

２　施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

（地元雇用の優先）

第５条　受注者は、契約日より１年以内に美作市内在住職員（本業務に伴い美作市に住民票を移した職員及び美作市に住民票をおいている新規採用職員）の割合を２分の１以上確保するよう努力すること。

（業務責任者等の選任）

第６条　受注者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者、運転・保全の班長（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。

２　前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にあたり職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任しなければならない。

（業務責任者等の職務及び資格）

第７条　責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

(1)業務責任者は、施設に常駐し、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

(2)業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。

(3)業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告するものとする。

(4)業務責任者は、焼却施設（処理能力34ｔ/日程度以上）の運転事務経験を有し、かつ、管理監督者としての経験を３年以上有する者又はそれと同等以上の知識、経験を有する者であること。

(5)各班長は、焼却施設の運転実務経験及び同等施設の保全実務経験を３年以上有する者であること。

（労務管理）

第８条　受注者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。

(2)業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。

(3)受注者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。ただし、発注者が業務従事者のうち不適正と認め受注者に業務従事者の交代を申し出たとき、受注者は、事情を調査のうえ発注者の申出が正当と認めたときは、直ちに業務従事者の交代を行うものとする。

（教育・訓練等）

第９条　受注者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。受注者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

（提出書類）

第 10 条　受注者は、契約締結後速やかに、次の書類を発注者に提出すること。

(1)業務着手届
(2)業務責任者等選任届
(3)業務従事者名簿
(4)資格取得者名簿（免許書等写し添付）
(5)資格責任者配置届
(6)責任者等の経歴書
(7)非常招集体制表
(8)安全衛生管理組織図
(9)その他、発注者が指示する書類

２　前項に揚げた、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書等を提出すること。

（緊急事態発生時の対応）

第 11 条　受注者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

２　受注者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、発注者に通報すること。

３　受注者は、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に書面で速やかに報告すること。

（秘密等の保持）

第 12 条　受注者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第 13 条　受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

（検査の実施）

第 14 条　受注者は、当月分の業務完了届を、翌月の指定された期日までに、報告書

等とあわせて提出しなければならない。

2　発注者は、受注者の業務の履行を確認するため、毎月検査を実施する。

(1)書類検査（第20条に規定する各種報告書等）

(2)その他、検査員の指示する事項

（業務の引継ぎ）

第15条　受注者は、工事完了後に行われる６０日間の運転指導期間中に工事施工者より指導を受けながら運転業務を実施すると共に技術を習得し、供用開始後の業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。

2　本施設は、９０日間の性能試験を含めた試運転を実施するものの、初期段階において、運転が安定しない可能性もあるため、安定した運転が確立されるまで施設の性能が発揮されているか確認を行いながら運転すること。また、性能が発揮されてないことが確認された場合は、不具合を抽出し発注者へ報告すること。

3　受注者は、業務期間終了２ヶ月前までに当該施設特有の運転方法や留意事項を記載した引継書を作成し発注者に提出すること。

4　受注者は、業務期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しく損傷がない状態で発注者に引き渡しを行わなければならない。

5　受注者は、本業務の終了又は、解除時、発注者が必要と認めた期間において、次期受託者に対して技術指導を行わなければならない。なお、技術指導に要する費用（次期運転受託者に関する人件費及び契約期間後における運転費用は含まない。）は、受注者の負担とする。

第２章　　業務要領

（運転計画書等）

第16条　受注者は、特記仕様書に定める運転計画書、作業計画書等を作成し、速やかに発注者に提出すること。

（運転操作）

第17条　施設の運転は、運転計画書及び発注者が貸与する保安規定、運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書に基づいて、適正にその業務を履行すること。

2　発注者の実施する工事等に伴い、運転計画、方法の変更が必要な場合には、受注者は、発注者と協議して変更すること。

（保守点検）

第18条　受注者は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書に基づいて、実施すること。

2　予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受注者が責任をもって補充しなければならない。

（修繕等）

第19条　受注者は、保守点検作業時に発覚した不良個所や故障発生箇所のうち、手持工具及び予備品等を用いて現場で修繕可能なものについては、発注者の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、すみやかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を発注者に報告すること。現場で修繕不可能なものについては、不良・故障報告書を発注者へ提出すること。

2　業務の履行上、受注者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、全て受注者の責任において処理すること。

（報告書等）

第20条　受注者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに発注者に提出すること。

第3章　　管理費用範囲

（支給・貸与物件等）

第21条　受注者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(1)支給物件

①光熱及び用水

②各種薬剤、燃料及び油脂類

③機械機器に使用する消耗品、部品、補修原材料等

④報告・記録等に必要な所定の用紙類

⑤その他発注者が必要と認めたもの

(2)貸与物件

①構内電話設備、拡声設備

②保守点検用具、備付工具、工作用機器（当初、建設施工者より納品されている工具等）

③完成図書（運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面・配置

図・系統図など竣工図書類）

④その他発注者が必要と認めたもの

(3)施設等の使用

①運転管理に必要な各室、事務所、詰所、更衣室、便所、駐車場等

②その他発注者が必要と認めたもの

2　受注者は、貸与された物件等のリストを作成し、発注者に提出すること。

3　発注者は、支給物件の使用状況について、必要に応じて受注者に報告を求めることができる。

4　受注者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

5　受注者は、これら物件等の紛失、負傷等または物件の不適正な使用があった場合には、受注者の責任において補充し、もしくは現状復帰しなければならない。

（受注者の負担費用）

第22条　次の費用、物件は受注者が負担する。

(1)業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費

(2)業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、各種安全用具及び生活用具等の物件費

(3)第21条の貸与物件以外に日常点検整備及び第19条の修繕等に必要となる工具類、測定器具類、脚立、踏み台等の物件費。ただし、特殊工具類、特殊測定器具類、工作台等は委託者が用意するほか貸与するものとする。

(4)業務に必要な外線電話、インターネット等の設備及び通信運搬費

(5)業務に必要な環境整備用品（清掃用具、ウエス、洗浄油、ロープ、養生シート等）、衛生用品（石鹸、消毒液、救急用薬品等）、什器、事務用消耗品・備品等

(6)発注者が支給し、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

(7)第15条の引継費用

（疑義の決定）

第23条　この仕様書に疑義が生じたとき、また定めのない事項については発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）

維持管理業務委託特記仕様書

美作市

第１章　　業務概要

（業務の概要）

第１条　業務の概要は、次のとおりである。

(1)業務名

美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）維持管理業務委託

(2)履行期間

契約日から平成３１年３月３１日

・施設の供用開始予定日は平成２６年１０月１日～

※供用開始日が遅れる等の理由により履行期間に変更が生じた場合は甲乙の協議により変更契約を締結するものとする。

・試運転指導期間は施設の供用開始までの間に６０日間程度を予定

(3)履行場所

美作市杉原３４０番地

(4)施設名及び施設概要

ア　施設名

美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）

イ　施設概要

准連続運転式焼却炉（ストーカ式）	17ｔ/16ｈ×2基
その他付帯設備	1式

(5)運転条件

別紙１のとおり

(6)公害防止基準

別紙２のとおり

（業務の範囲）

第２条　業務の範囲は、次のとおりである。

(1)運転計画書の作成

施設の運転計画は、美作市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等に基づき作成すること。

(2)次に掲げる設備の運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、軽修繕、測定記録等

①受入供給設備（ごみ計量機、粗大ごみ処理設備、プラットホームは除く）

②燃焼設備

③燃焼ガス冷却設備

④排ガス処理設備

⑤給水設備
⑥排水処理設備
⑦余熱利用設備
⑧通風設備（煙突設備を含む。）
⑨灰出設備（灰の運搬車両への積み込み作業を含む。）
⑩雑設備
⑪電気設備
⑫計装設備（排ガス分析計、pH 計を含む。）
⑬建築設備（建築電気、機械設備を含む。）
⑭その他、発注者、受注者協議して定めた設備

(3)発注者の休業日及び夜間の施設管理
①火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災に防災に努めること。
②施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がないように努めること。
③照明の点灯は、節電に努め、自動点灯する照明についても、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

(4)施設の清掃、整頓
①装置、設備、工場棟各室内、廊下及び受注者が使用する部屋等の清掃
②物品等の整理整頓
③運転日誌等帳票類の整理、整頓

(5)燃料類、薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理
①業務に関する燃料類、薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類の管理・在庫確認・受入立会
②貸与物件の管理

（業務従事者名簿等の提出）
第３条　受注者は、業務従事者の役職（担当）、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記載した業務従事者名簿及び第４条に規定する資格取得者名簿を発注者に提出すること。

（有資格者等の配置）
第４条　受注者は、次の資格を有する者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任すること。
(1)ごみ処理施設技術管理者
(2)クレーン特別教育修了者
(3)玉掛け技能講習修了者
(4)危険物取扱者（乙種４類）

(5)アーク溶接特別講習修了者
(6)ガス溶接技能講習修了者
(7)電気工事士（第１種）
(8)酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
(9)ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者（廃棄物の焼却施設に関する業務に係わる特別教育）
(10)特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
(11)その他業務の履行上法律で定められた資格者

２　前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認めが、各業務に必要となる資格は、その業務に従事するものがその資格を有していること。

（保全の職務）

第５条　保全担当者は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、発注者が行う整備計画書作成のためのデータとして整理すること。

２　発注者が行う施設の定期点検整備等には、工程及び内容を十分把握して、積極的に作業中の立会を行い、発注者が行う完了立会にも立会うこと。

（業務従事者の交替）

第６条　受注者は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として２０日前までに有資格者証の写しを添えて発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

２　受注者の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替するものとする。

（業務従事者の服装）

第７条　受注者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

２　業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防塵マスク、作業服、作業靴（安全靴）、等を使用し着用すること。

（連絡調整等）

第８条　受注者は、発注者が要請する会議等に出席すること。

第２章　　業務内容

（保守点検作業内容）

第９条　一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1)適用範囲

本作業内容は、エネルギー回収推進施設維持管理の一般的なものについて定めるものであり、本作業要領に明記なき事項であっても、本施設の良好な運転を維持するために必要な事項について、受注者は、発注者と協議して必要な処置を講じること。

(2)管理

業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態においても対処すること。また、業務に関する従事者の監督については、受注者が全責任を負うものとする。

(3)安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

①酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業

②薬剤等の取扱作業

③高所作業

④電気作業

⑤高温、高圧作業

⑥粉塵等の発生場所における作業

⑦回転機器の取扱い作業

(4)作業計画

業務に関する作業を行う場合は、年間、月間及び週間作業計画を立案し、発注者の承諾を受けるものとする。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を、発注者と協議して決定するものとする。

２　業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

(1)機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽、排水溝等の清掃

(2)施設の巡回点検、記録

(3)プラント設備全体の４S（整理、整頓・清掃・清潔）作業実施

(4)日常点検内容

①日常巡視点検記録

②日報その他による点検

(5)整備内容

①点検整備

②薬剤、その他消耗品類補充

(6)電気保安内容

①電気設備の点検（受変電設備等法定点検は除く）

②非常用発電機の定期的な試運転

③停電及び電気事故に対する訓練

(7)受注者は、電気事故または、その他災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行うこと。

(8)各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転

(9)クレーン及び地下タンク（消防設備）等の月例点検

(10)定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切換え作業

(11)機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。

(12)各焼却炉、ガス冷却室等内部の清掃及び点検を必要に応じ行い最低でも年２回は行うこと。また、コンベア類内部清掃及び点検を年１回行うこと。

(13)薬剤及び油脂類等の在庫確認、灰の搬出計画等、関係業務に支障がないように受入れ及び搬出について発注者に連絡、協議すること。

(14)発注者が行う定期点検時等には、運転計画書に基づいて点検、整備、清掃を行うこと。

(15)非常時においては、適正な処置と発注者への連絡を行い常に発注者と密接に連絡をとること。

(16)運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成と提出。

①運転報告書

②整備報告書

③事故報告書、不良・故障報告書

④点検リスト

ア．機器現場巡視点検リスト

イ．油脂類等消耗品交換、補充リスト

ウ．ごみクレーン点検報告書

エ．灰クレーン点検報告書

オ．ホイスト点検報告書

カ．休炉時作業チェック表

⑤月例報告書

ア．運転業務作業予定表

イ．運転業務作業実績表

(17)修繕台帳の記入、処理及び整理

(18)その他発注者が指示する事項

3　保全の作業内容

(1)年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。

(2)整備計画の実施に関する記録、整理

(3)法定点検記録など、施設運営に必要不可欠な事項の記録、整理

(4)突発的に発生する故障で、発注者の指示する事項について、部品交換及び、簡易な修繕を実施すること。なお、必要に応じて運転の応援を求める等をして処置すること。

(5)発注者ごみ搬入計画又はその他の理由による休炉期間における炉及び関連機器の保管は、休炉作業計画書を作成し、発注者の承諾を受け実施すること。

(勤務時間)

第10条　受注者の日勤者及び交替勤務者の勤務時間は、発注者の勤務時間を勘案し、受注者が決定する。

(疑義の決定)

第11条　この特記仕様書に疑義が生じたとき、また定めのない事項については発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

別紙１（運転条件）

１　運転時間、運転日等

(1)施設の運転等は、原則として午前6時から午後10時までの16時間運転とする。

(2)運転日は、原則として毎週土曜日及び日曜日と年末年始（12月30日～1月3日）を除く全ての日とする。

(3)日常保守点検作業は、原則として日勤時間内に実施するものとする。

(4)受託者は、業務の履行にあたり常に創意工夫を心がけ、施設の効率化を目指すこと。その結果、運転日、運転時間等を短縮できる場合は、発注者と協議のうえ適宜調整できるものとする。

(5)発注者より施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制を取ること。

(6)休業日であっても発注者が必要と認めた場合は、業務を実施すること。

２　計画ごみ質（参考値）

項　目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三　成　分（%）	水分	58.5	44.8	31.1
	可燃分	33.3	47.4	61.5
	灰分	8.2	7.8	7.4
低位発熱量	kJ/kg	5,000	8,700	12,400
	(kcaL/kg)	(1,190)	(2,080)	(2,960)
単位容積重量	kg/m³	230	175	120
元素組成※1（%）	炭素	—	53.0	—
	水素	—	8.0	—
	酸素	—	37.5	—
	硫黄	—	0.0(0.04)	—
	窒素	—	1.3	—
	塩素	—	0.2	—

※1 元素組成は可燃分あたり

３　焼却残渣の性状

焼却残渣（集じん灰を除く）の熱灼減量は、５％以下とする。

別紙２（公害防止基準）

受託者は下記の公害防止計画値を遵守するよう運転しなければならない。

１　大気

項　　目	公害防止計画値
ばいじん	0.01 g/m³N
硫黄酸化物	50 ppm
塩化水素	80 ppm
窒素酸化物	100 ppm
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m³N

※排出濃度は酸素濃度12%換算値

２　騒音（敷地境界）

時　間　帯	公害防止計画値
朝 （午前５時から午前７時まで）	50 dB
昼間 （午前７時から午後８時まで）	60 dB
夕 （午後８時から午後10時まで）	50 dB
夜間 （午後10時から翌日午前５時まで）	45 dB

３　振動（敷地境界）

時　間　帯	公害防止計画値
昼間 （午前７時から午後８時まで）	60 dB
夜間 （午後８時から翌日午前７時まで）	55 dB

４　焼却灰（焼却残渣）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による。

なお、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守する。

5　排水

施設内で発生した汚水は、水処理設備で処理した後、施設内で再利用するものとし、場外へは無放流とする。

6　悪臭（敷地境界）

規制物質	公害防止計画値
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

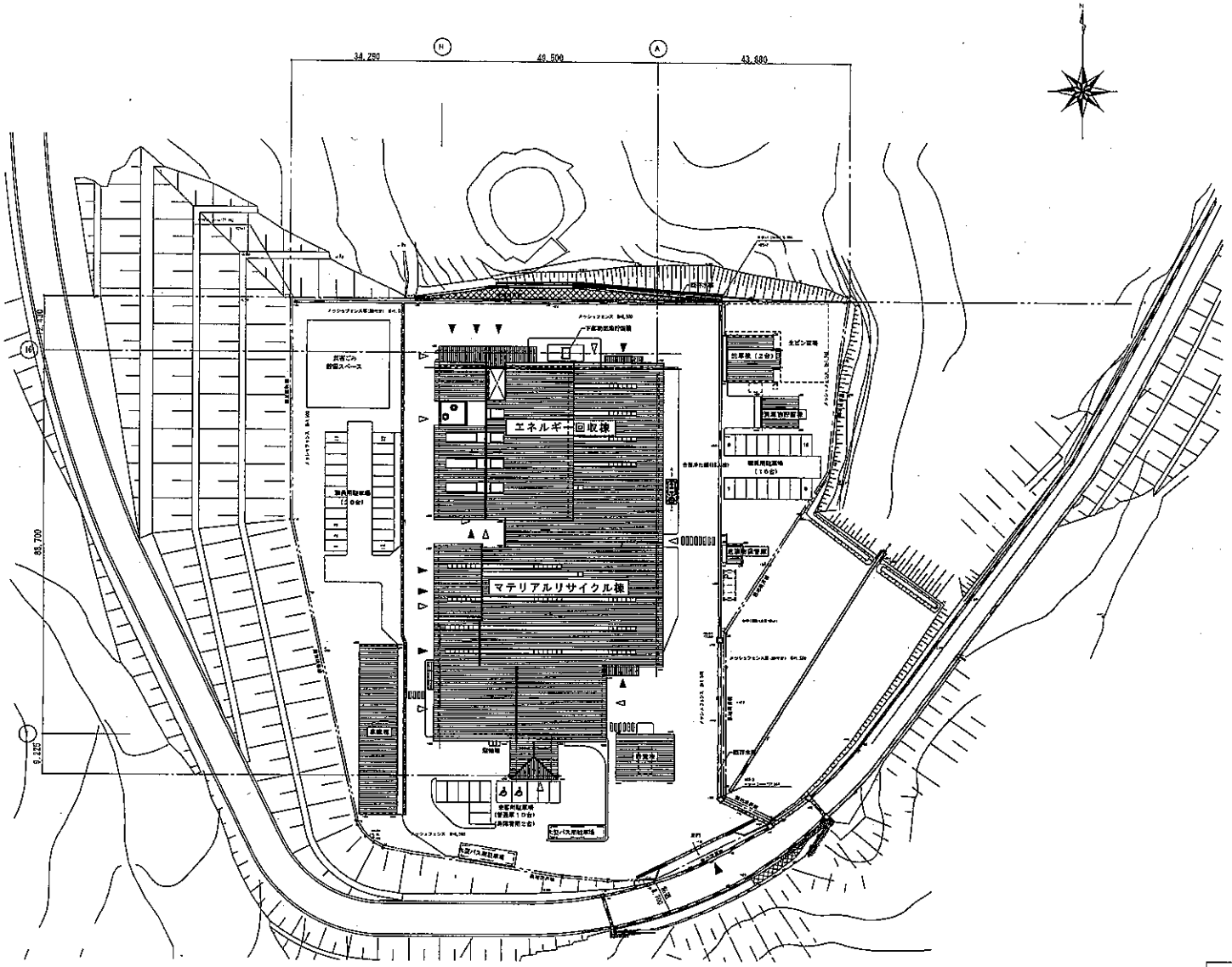

番号 NO.	名称 DESIGNATION	数量 QUANTITY	単位 UNITS	重量 WEIGHT	備考 REMARKS

美作市様

美作クリーンセンター
（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設）建設工事

配置図

承認 APPROVED	照査 CHECKED	作成 PREPARED	製図 DRAWN	作図 DATE	年 月 日
				尺度 SCALE	A1:1/500 A3:1/1000
				図番 DWG.NO	

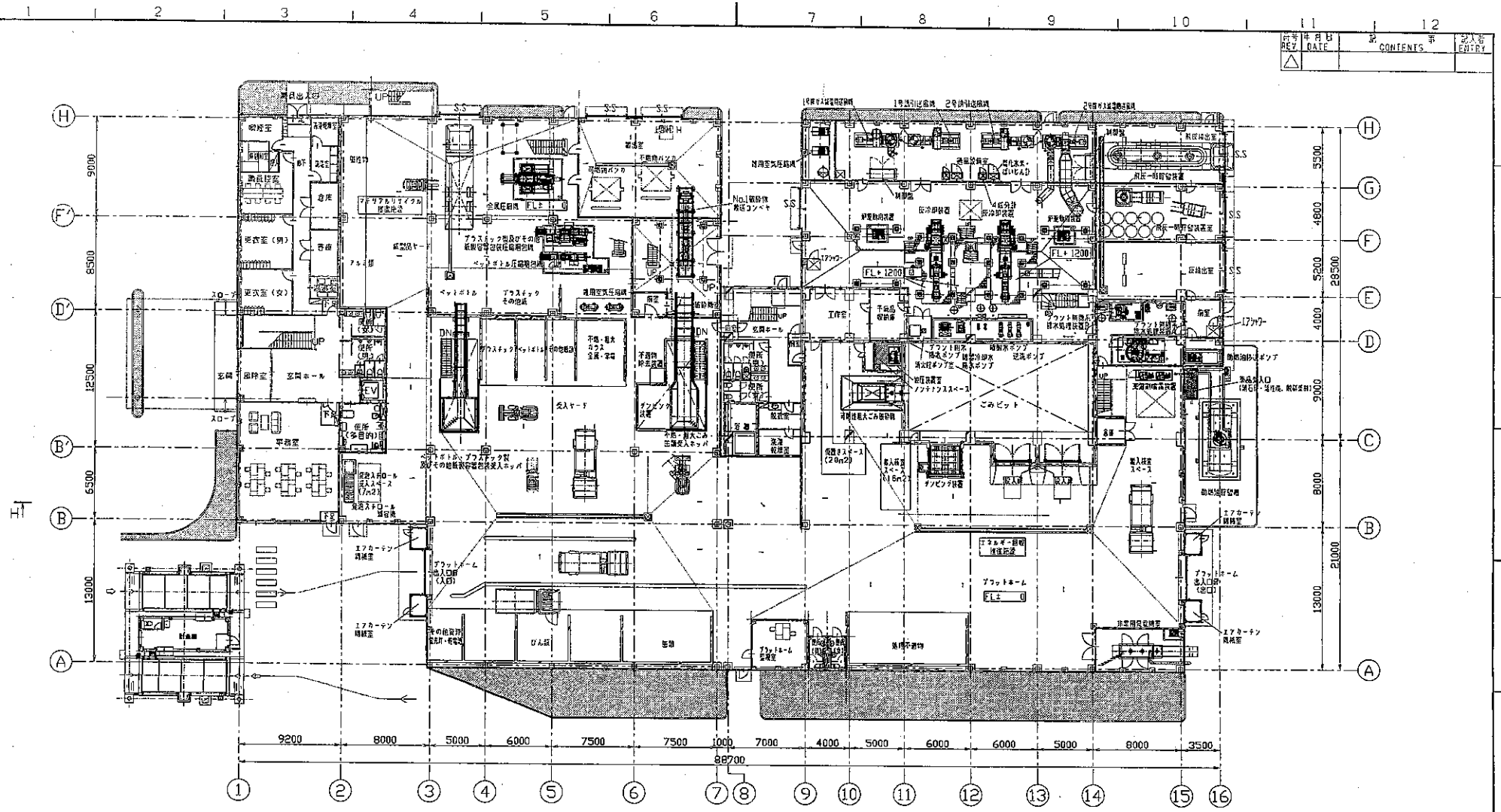

記号 REV	年月日 DATE	記事 CONTENTS	記入者 ENTRY
△			

美作クリーンセンター
（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設）建設工事

FL±0～（1階） 機器配置平面図

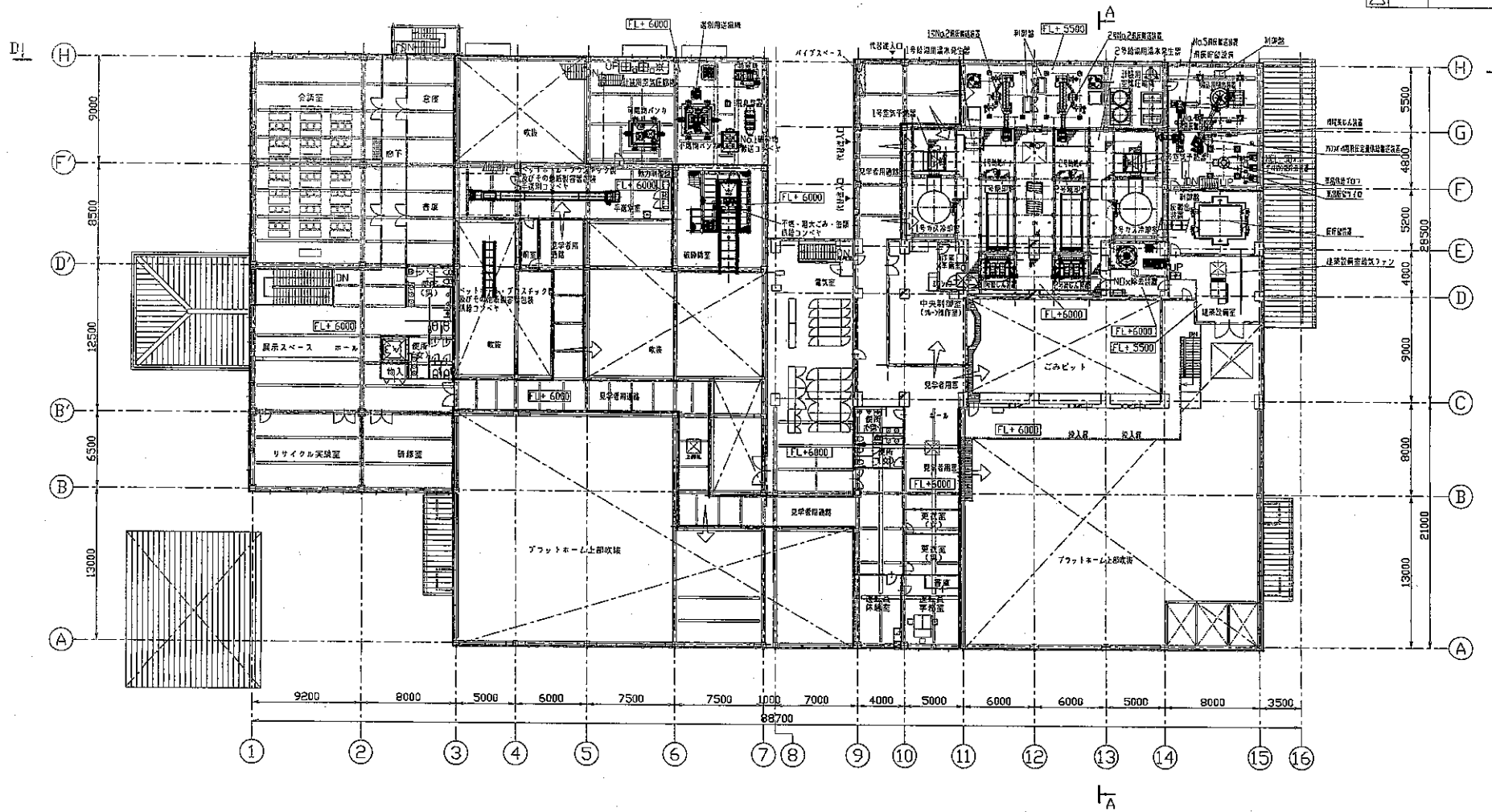

記号 REV.	年月日 DATE	記事 CONTENTS	記入者 ENTRY
△			

美作クリーンセンター
（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設）建設工事

FL+5500～（2階） 機器配置平面図

符号 REV.	年月日 DATE	記事 CONTENTS	記入者 ENTRY
△			

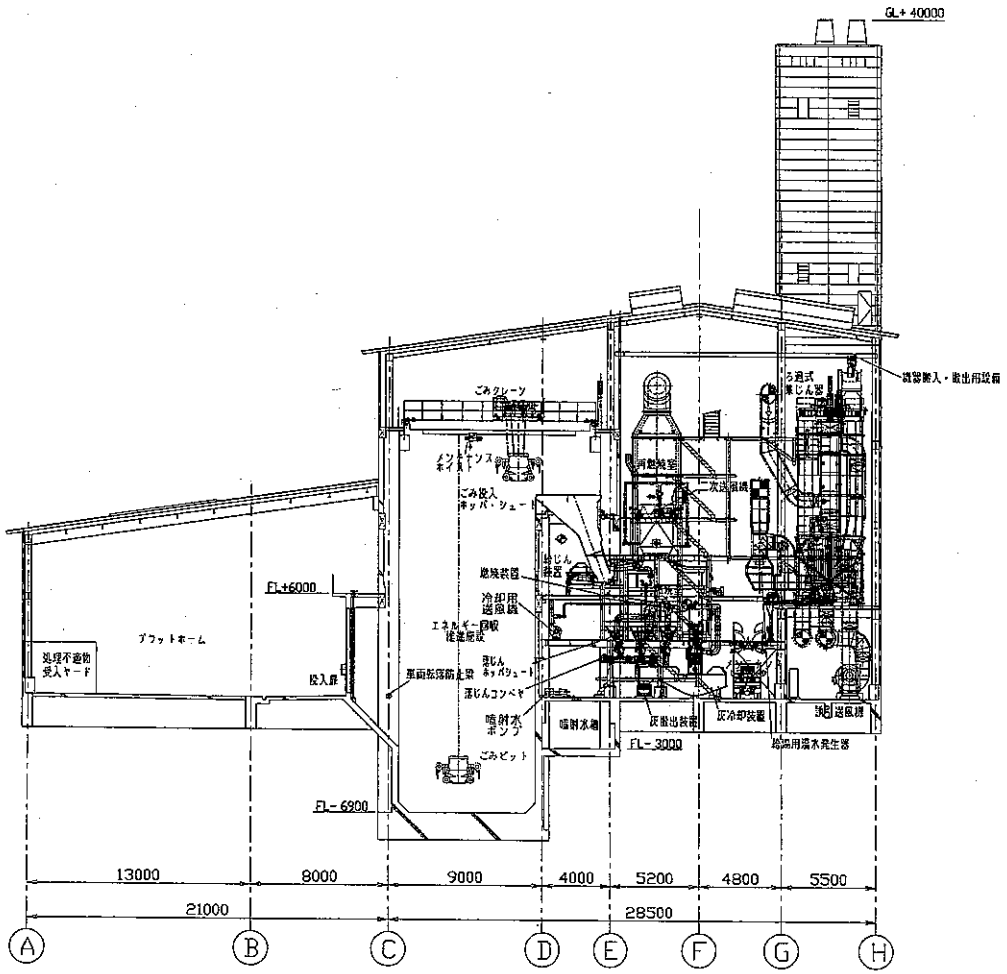

A－A矢視

番号	

美作クリーンセンター
（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設）建設工事

施設断面図

符号 REV.	年月日 DATE	記事 CONTENTS	記入者 ENTRY
△			

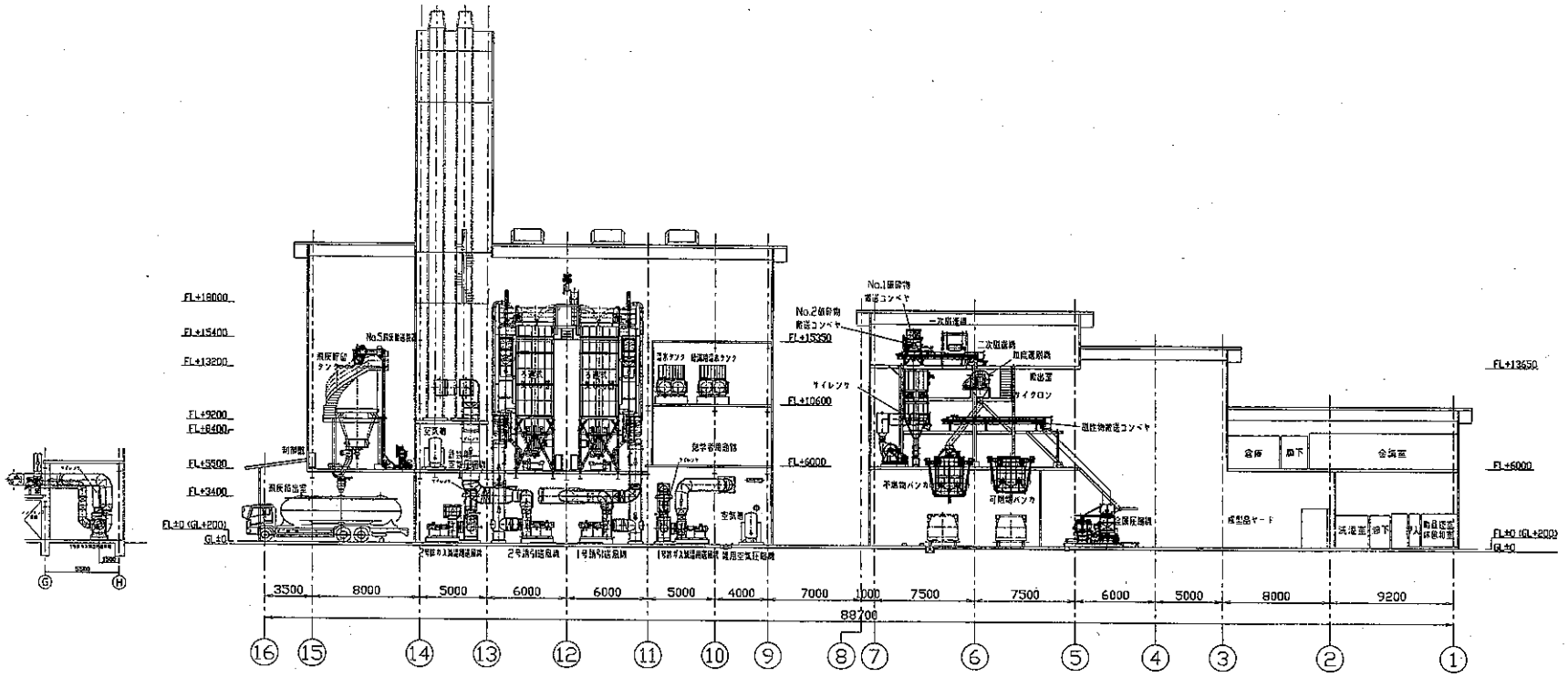

承認		

実作クリーンセンター
（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設）建設工事

施設断面図